

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

稲 敷 市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 江戸崎地区

(1) 現況

本地域は、霞ヶ浦沿岸及び利根川水系一級河川である小野川沿岸の低地部と、稲敷台地と呼ばれる標高10～20メートル程度の台地部があり、低地部の水田地帯において稲作が行われている。これらの水田地帯は、地域の潤いのある景観を形成する機能とともに、台地部と湖沼・河川との間で降雨時の治水機能も発揮していることから、将来にわたって保全していくことが必要である。

また、霞ヶ浦等の環境負荷軽減対策として、化学肥料・化学合成農薬を5割低減する特別栽培や、有機栽培が行われ、環境保全型農業の取組が行われているが、環境負荷軽減のためにも、更なる推進が必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業を推進することにより、自然環境と調和した環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及させるとともに、地域住民が一体となって、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 新利根地区

(1) 現況

本地域は、利根川水系一級河川である新利根川の中流部沿岸に国営土地改良事業によって生産基盤の整った農用地が造成され、稲作を主体とする農業経営が行われている。国営土地改良事業によって整備された農業用水利施設のうち基幹的な施設は、基幹水利施設管理事業の採択を受けており、有効な維持管理が図られているが、末端の用排水路等については、経年劣化が進んでいるにもかかわらず十分な対応策が講じられていない状況にある。本地域の農業生産効率の低下を防止し、景観や親水機能に優れた田園環境を保全していくためには、末端の用排水路等であっても、これらが果たす役割は大きく、適正に維持していくことが喫緊の課題となっている。

また、新利根川等の環境負荷軽減対策として、化学肥料・化学合成農薬を5割低減する特別栽培や、有機栽培が行われ、環境保全型農業の取組が行われているが、環境負荷軽減のためにも、更なる推進が必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業を推進することにより、自然環境と調和した環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及させるとともに、地域住民が一体となって、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 桜川地区

(1) 現況

本地域は、霞ヶ浦の南岸に位置し、かつての湖の一部や湿地帯を干拓事業等によって水田に変え、稲作を行うことによって戦後の食糧増産に貢献してきた。また、浮島地区は、湿田であるという条件を生かして、昭和中期にレンコンの栽培を開始し、現在では銘柄産地の指定を受けている。霞ヶ浦沿岸の長い水際線と水稻とレンコンが作付された水田によって形成される優れた田園風景は、本地域の貴重な財産となっており、荒廃させることなく後の世代へ引き継いでいくことが本地域の課題である。

また、霞ヶ浦等の環境負荷軽減対策として、化学肥料・化学合成農薬を5割低減する特別栽培や、有機栽培が行われ、環境保全型農業の取組が行われているが、環境負荷軽減のためにも、更なる推進が必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業を推進することにより、自然環境と調和した環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及させるとともに、地域住民が一体となって、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 東地区

(1) 現況

本地域は、利根川流域の広大な平坦地で稲作を行っており、早場米の産地として知られた穀倉地帯である。国の米政策や米価の変動等の影響により、農地の担い手への集積や飼料用米への転換など稲作の姿は変貌しつつあるが、水田農業が本地域の産業の核となっていることに変わりはない。本地域の水田面積は本市の水田面積の過半を占めており、農業振興、国土保全及び環境保全等の多面的な観点から、本地域の水田の生産機能を維持していくことは、本市にとって重要な課題であるといえる。また、新利根地区と同様に、国営土地改良事業によって整備された農業用水利施設のうち、特に末端の用排水路等の機能保全について、有効な対応策を講じることが本地区においても喫緊の課題となっている。

また、利根川等の環境負荷軽減対策として、化学肥料・化学合成農薬を5割低減する特別栽培や、有機栽培が行われ、環境保全型農業の取組が行われているが、環境負荷軽減のためにも、更なる推進が必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業を推進することにより、自然環境と調和した環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及させるとともに、地域住民が一体となって、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	農業振興地域内の農地 (一部除く)	法第3条第3項第1号に掲げる事業
②	農業振興地域内の農地	法第3条第3項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

茨城県の「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針」第4の2の(1)の規定に基づき、県が設置する地域の実情を踏まえた支援を行うことができる推進体制を活用し、相互に連携・協力を図るものとする。